

## 観光戦略プロジェクト推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東北新幹線全線開業や北海道新幹線開業などによる交流人口の拡大や外貨獲得の取組強化に向けて、「青森県観光戦略」(以下「戦略」という。)を推進するため、青森県観光国際戦略推進本部規約第8条に規定する専門委員会として「観光戦略プロジェクト推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戦略のフォローアップ及び施策・事業のローリング
- (2) その他戦略を推進するために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者とする。
- 3 委員長は、委員会の会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

### (招集)

第4条 委員会の会議は、青森県観光国際戦略推進本部本部長(以下「本部長」という。)が必要に応じて招集する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月2日から施行する。

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年7月31日から施行する。

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

## 観光戦略プロジェクト推進委員会 委員名簿

No	区分	団体名	役職	氏名
1	委員長	青森大学	名誉教授	末永 洋一
2	副委員長	(公社) 青森県観光国際交流機構	専務理事	秋田 佳紀
3		青森県観光国際戦略局	局長	齋藤 直樹
4	委員	青森県商工会議所連合会	常任幹事	葛西 崇
5		東日本旅客鉄道(株)盛岡支社青森支店	副支店長	工藤 富士雄
6		(一社) 日本旅行業協会東北支部青森地区委員会	委員長	園田 達弘
7		青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	福士 圭介
8		(株) ジェイ・ファイン	代表取締役	木谷 敏雄
9		(株) ACプロモート	代表取締役社長	町田 直子
10		Yプロジェクト(株)	代表取締役	島 康子
11		(株) 三沢奥入瀬観光開発	星野リゾート青森屋総支配人	須藤 玲奈
12		青森市経済部観光課	課長	沢木 正明
13		弘前市観光部観光課	課長	早坂 謙丞
14		八戸市観光文化スポーツ部	次長兼観光課長	三浦 隆亨
15		(一社) Clan PEONY 津軽	事務局長	笹田 哲文
16		(一財) VISIT はちのへ	専務理事兼事務局長	阿部 寿一
17		(一社) 十和田奥入瀬観光機構	理事長	小野田 金司
18		(一社) しもきた TABI あしすと	事務局長	坂井 隆
19		日本航空(株)青森支店	支店長	小出 健也
20		(株) 青森銀行ビジネスパートナー部	部長	野澤 淳